

令和8年度メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県教育委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に業務委託した「メタバースを活用した不登校児童生徒支援事業」（以下「本業務」という。）に適用される。

2 事業の目的

本業務は、「千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例」等を踏まえ、不登校等により孤立した子どもたちに対して、安心・安全に参加できる仮想空間（メタバース）を活用した「居場所」を提供し、相談や支援につなげることを目的とする。

また、本空間内には子どもたちを温かく見守り、必要に応じて支援や対話を行う「オンライン支援員」を配置することで、大人との信頼関係及び児童生徒相互の円滑な人間関係を構築する素地を育成し、将来の社会的自立を目指すための多様な教育機会を提供し、実世界と仮想空間をつなぐ役割も果たす。

なお、本県で実施する不登校児童生徒を対象としたオンライン授業配信「エデュオプちば」の受講者も参加する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

不登校・引きこもり・孤立などの困難を抱える子どもたちが、安心・安全に自分らしく過ごし、他者とつながることができる「第3の居場所」としての仮想空間を構築・運営する。

(1) 対象者

千葉県内在住・在学の小学4年生から6年生及び中学生

※本県で実施する不登校児童生徒に向けたオンライン授業配信「エデュオプちば」の対象と同じとする。

(2) 登録者数（アカウント発行数）

600名程度

(3) 実施主体

千葉県子どもと親のサポートセンター

〒263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-2

(4) メタバース空間の提供時期（予定）

本格運用は、5月上旬以降を予定

※契約締結日以降、試行運用を経て、本格運用する。

(5) 稼働日・時間（予定）

原則として、長期休業期間を除く平日の火曜日・木曜日

午後3時から午後5時まで

(6) 業務内容

以下の業務を実施すること。

- ア 不登校児童生徒を対象としたメタバース空間の構築（企画・設計を含む）及び提供
- イ メタバース空間の運営支援（オンライン支援員の配置を含む）
- ウ 交流促進のための企画提案（掲示板を活用したイベントやアンケートの実施等）
- エ 周知のためのリーフレットや利用マニュアルの作成
（児童生徒・保護者・教育関係者向け）
- オ 試行運用および操作説明会の開催（児童生徒・保護者・教育関係者向け）
- カ 本番環境での運用および問合せ・障害対応
- キ 日次、月次、中間レビューの報告および改善提案

5 メタバース空間及び運用に関する詳細要件

(1) メタバース空間について

名 称	仕 様
動作環境	<p>(ア) 「文部科学省 GIGA スクール構想の実現標準仕様書」に準ずる端末で快適に動作するメタバースを構築すること 参考 URL: https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_jogai02-000003278_407.pdf</p> <p>(イ) 対応 OS : Windows / iPad OS / ChromeOS</p> <p>(ウ) 一般的な家庭用インターネット回線で安定動作すること</p> <p>(エ) 通信は SSL/TLS 暗号化対応とし、個人情報の保存には暗号化措置を講じること</p>
アバター	<p>(ア) アバターは用意した中からユーザーが自由に選択できること</p> <p>(イ) プロフィールをユーザーが自由に変更できること</p> <p>(ウ) ユーザーのネームプレート表示ができること</p> <p>(エ) ジェスチャー（手を振る・座る等）などが可能で、コミュニケーション補助に活用できること</p> <p>(オ) 支援者が使用する千葉県子どもと親のサポートセンターのマスコットキャラクター「こさぽん」 （※）のアバターを作成すること</p> <p>※「こさぽん」の画像データは、県から提供する（正面、横向き、背面等を含む複数のポーズあり）</p> 
空間（フロア）	<p>(ア) 下記の機能を有していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーのアクセス制限が掛けられること ・開放時間の設定が可能であること ・60人程度の同時の接続が可能であること <p>(イ) 空間内に画像・PDF コンテンツ等の配置及び削除ができること</p> <p>(ウ) 個々の状況に合わせた交流の場づくりとして、交流スペース、イベント開催スペース、相談スペースなど、用途に応じたゾーンを設けること（3つ以上あることが望ましい）</p> <p>※千葉県で実施しているオンライン授業配信「エデュオプちば」の</p>

	<p>取組と連携して実施するため、メタバース空間内で学習支援を行うことは想定していない</p> <p>(エ) 仮想空間（フロア）は、現実世界の教室や広場などを連想させ、空間内のアバターやオブジェクトを多面的な視点から観察できることが望ましいこと</p>
コミュニケーション	<p>(ア) アバターを介した音声通話ができること</p> <p>(イ) 特定のユーザーに限定した音声通話ができること</p> <p>(ウ) 管理者機能を有するアカウントにおいて、フロア内のすべてのユーザーにメッセージが届けられること</p> <p>(エ) アバターを介した文字チャットができること</p> <p>(オ) 特定のユーザーに限定した文字チャットができること</p> <p>(カ) アバターを介してのテキストや音声に加えて、ジェスチャーもしくはスタンプ（文字だけでは伝えきれない感情や挨拶を表すものを想定）で簡易的な感情を表現できること</p> <p>(キ) PC等の画面を表示し、他ユーザーに対して表示できること</p> <p>(ク) ユーザー本人の判断により、パソコンのインカメラ等の映像を表示できること</p> <p>(ケ) 複数のユーザーが同時にホワイトボードに書き込むことができること</p>
アカウント数	<p>メタバース空間のアカウント数は児童生徒用とし 600 アカウント程度発行可能であること。また、管理者用アカウント及び体験者用アカウントを別途発行すること</p> <p>※実際の発行アカウント数は協議の上、決定する</p>
稼働日・時間	<p>稼働日・時間は、原則として長期休業期間等を除く平日の火曜日・木曜日の午後3時から午後5時まで実施する。（75回程度を想定）</p> <p>※実際の稼働日は、協議の上、決定する（一部長期休業期間中に実施する場合がある。）</p>

(2) 運用について

種 類	仕 様
定例会議	<p>進捗報告、情報共有等のための会議を月1回行うこと(オンライン可)</p> <p>※実施時期は別途協議の上、決定する</p>
説明会の開催	<p>不登校児童生徒、保護者、教育関係者等を対象とした説明会を試行運用期間中に1回以上開催すること</p>
広報	<p>周知のための動画・リーフレットを試行運用開始前までに作成すること</p> <p>そのほか、継続的な広報活動として、紹介動画やリーフレットを適宜作成すること</p> <p>※詳細は別途協議の上、決定する</p>
オンライン支援員	<p>(ア) 不登校児童生徒支援への専門性や経験・能力を有しており、メタバース空間での支援が可能であること</p> <p>(イ) オンライン支援員は以下の業務を担うものとする</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・フロアの管理者として児童生徒が安心して過ごすことのできる環境づくりに努めること ・児童生徒の状況に応じて、適切に声掛けなど、交流促進を図ること ・児童生徒のニーズを把握し、支援内容を提案すること。 <p>(ウ) 原則として、稼働時間は2名以上配置すること ※具体的な配置人数や配置方法は協議の上、決定する</p> <p>(エ) 業務に必要な端末や通信回線を事業者で準備すること</p>
ヘルプデスク	メタバースの稼働時間を含む前後の時間は、ログインや操作方法等の質問等に対応すること（オンライン支援員と兼ねても構わない） なお、緊急時や対応が必要な場合等において、電話やメール等で問い合わせ可能な窓口を準備すること
導入支援	千葉県子どもと親のサポートセンターとの事前打ち合わせ、導入に必要なとなる環境設定などの支援、運用開始までのスケジュール策定を行うこと
初期設定	アカウント一括発行、利用者権限設定、環境設定やカスタマイズなど初期セットアップ支援を提供すること
利用状況レポート	日次と月次単位で接続状況、利用者数、交流回数、主な活動内容のレポートを提出すること また、中間レビューの報告を行うこと
不適切行為の対応	チャットや行動ログの監視・記録が可能で、通報や注意喚起、ログの提出ができること なお、不適切行為があった場合には適宜、千葉県子どもと親のサポートセンターに報告すること
障害対応	システムトラブル発生時は、すみやかに千葉県子どもと親のサポートセンター等に報告するとともに、迅速な調査・復旧に努めること また、原因の報告・再発防止策の提示を行うこと

6 情報セキュリティを確保するための措置

契約締結後速やかに本事業のためのセキュリティポリシーを甲と乙で協議の上、策定し、各工程においてセキュリティポリシーの徹底を行うことにより、情報漏えい等、不具合の発生を防止すること。

7 職員

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的等を十分理解した上で、不登校児童生徒支援の専門性や経験・能力を有する支援員等を配置し、かつ適切な人員を配置して、的確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

8 業務の範囲及び監督

- (1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、

甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

また、「事業に関する企画案 6 その他アピールポイント」(様式第2号)において、独自提案をした場合には、甲と協議を行った上で実施内容を決定すること。

(3) 乙は、事業に関する個人情報について、別記「個人情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

9 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

(1) 業務完了報告書 電子媒体：一式

業務完了報告書には以下の書類を添付すること。

・事業実施報告書(任意様式)

※稼働日時、参加状況等の一覧を添付すること

(2) その他 本事業で作成・配付した資料等 一式

作成・配付した資料と同媒体による提出を基本とする。

(3) 本業務で作成された成果品の著作権については、県に帰属するものとする。